【表面】

※赤線部はミシン目加工

お問合せ先	

（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

通知書番号	
金融機関名	
（支店名）	
口座番号	振替方法
（口座名義人）	

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							

納期限	納付額	前納報奨金	差引納付額

▼一括で納めていただく場合
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼今年度の10月から２月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼今年度の４月から８月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

（単位：円）

▼所得金額等

給与収入	
公的年金等収入	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

控除合計	

▼扶養親族・特親該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦		勤学生

▼本人該当区分

▼算出税額

税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

▼課税標準額

【裏面】

※赤線部はミシン目加工

※裏面記載事項については、一部変更があります。
契約後に別途指示します。

課税の根拠
① この税金は、地方税法第24条及び第294条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第３条、宍粟市税条例並びに兵庫県税条例の規定によって課せられます。
② この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に宍粟市（代表者宍粟市長）を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、
１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
３）その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき
は、裁決を経なくても裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることはできません。
③ 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては滞納処分を受けることになります。また、法律の定めるところにより納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じた延滞金が徴収されます。
④ 税率は次のとおりです。

	均等割	所得割
市民税	3,000円	６％
県民税	1,800円	４％

（県民税均等割のうち800円は、緑の整備のための「県民緑税」です。）

○分離譲渡所得等の税率

	長期	短期	株式	先物取引
市民税	３％	5.4％	３％	３％
県民税	２％	3.6％	２％	２％

○森林環境税　1,000円

⑤ 納付場所
市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行（県内）、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合の本店又は本所若しくは支店又は支所、近畿２府４県内のゆうちょ銀行及び郵便局、全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関、全国のコンビニエンスストアで納付いただけます。ただし、税額等金額を訂正したものは受付できません。

◆クレジットカードによる納付方法
・利用できるクレジットカード：Visa、MasterCard、JCB、DinersClubなど（詳細は「F-REGI公金支払サイト」でご確認ください。）
・「F-REGI公金支払い」へのアクセス方法
URL：https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city/　QR：
・手数料：納税額に応じた手数料が必要です。

◆スマホアプリによる納付方法
・利用できるスマホアプリ：PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPay
・支払方法：アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。（操作方法は、各アプリの公式サイトで確認ください。）
・コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによる納付はできません。

※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限内のみ利用可能です。

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円）
	地方税法附則第４条の４の規定の適用を受ける場合 特定一般医療品等購入費－12,000円（限度額８万８千円）
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
		32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
		40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除	26万円	寡婦控除	26万円
（特別障害者）	30万円	ひとり親控除	30万円
（同居特別障害者）	53万円	勤労学生控除	26万円

扶養控除	区分	控除額
	一般	33万円
	老人	34万円
	特定	35万円
	同居老親等	36万円

特定親族特別控除	所得金額	控除額
	58万円超 95万円以下	45万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	６万円
	120万円超 123万円以下	３万円

基礎控除	納税者本人の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
・合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（県民税２％、市民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
・合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（県民税２％、市民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除		５万円	寡婦控除		１万円
障害者控除	普通	１万円	ひとり親控除	父	１万円
	特別	10万円		母	５万円
	同居特別	22万円	勤労学生控除		１万円
扶養控除（一般）		５万円	扶養控除（老人）		10万円
扶養控除（特定）		18万円	扶養控除（同居老親等）		13万円

控除の種類		金額		
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	５万円	４万円	２万円
	老人	10万円	６万円	３万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	５万円	４万円	２万円
	50万円以上 55万円未満	３万円	２万円	１万円

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特定取得に該当する場合には「100分の５」を「100分の７」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	３／５	県民税	２／５

◎税額控除（配当割額又は株式譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式譲渡所得割額	３／５	２／５

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の県民税は４％、市民税は６％に相当する金額
１ 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
２ 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
３ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
４ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１の寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は５分の２、市民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得税の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
０円以上195万円以下	84.895％
195万円を超え330万円以下	79.79％
330万円を超え695万円以下	69.58％
695万円を超え900万円以下	66.517％
900万円を超え1,800万円以下	56.307％
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
０円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
０円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

※赤色の点線はミシン目

年度　給与所得等に係る　民税・　民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時
	給与収入										
	給与所得(所得金額調整控除後)										
	その他の所得計										
			総所得金額①								

所得控除					控除対象配偶者	老人配偶者	扶養親族該当区分 特定	同居老人	16歳未満	その他	同居障	特別障	他障	特別親	本人該当区分 未成年者	特別障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失
	雑損		障・寡・ひ・勤																		
	医療費		配偶者																		
	社会保険料		配偶者特別																		
	小規模企業共済		扶養																		
	生命保険料		特定親族特別																		
	地震保険料		基礎																		
			所得控除合計②																		

（摘要）

課税標準		
	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

税額			
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
森林環境税額⑧			
特別徴収税額⑨			
控除不足額⑩			
既充当・既委託納付額⑪			
既納付額⑫			
差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)			
変更前税額⑬			
増減額(⑨－⑬)			
変更月		月	

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額									
6月分		9月分		12月分		3月分			
7月分		10月分		1月分		4月分			
8月分		11月分		2月分		5月分			

問合せ先　〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6　宍粟市役所　市民生活部税務課　電話 0790(63)3124（直通）

年度　給与所得等に係る　民税・　民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得　給与収入　給与所得(所得金額調整控除後)　その他の所得計　主たる給与以外の合算所得区分　営業等　農業　不動産　利子　配当　給与　雑　譲渡一時　総所得金額①

所得控除　雑損　医療費　社会保険料　小規模企業共済　生命保険料　地震保険料　障・寡・ひ・勤　配偶者　配偶者特別　扶養　特定親族特別　基礎　所得控除合計②　控除対象配偶者　老人配偶者　扶養親族該当区分 特定　同居老人　16歳未満　その他　同居障　特別障　他障　特別親　本人該当区分 未成年者　特別障　他障　寡婦　ひとり親　勤労学生　繰越損失

（摘要）

課税標準　総所得③　山林所得　分離短期譲渡　分離長期譲渡　株式等の譲渡　上場株式等の配当等　先物取引

税額　市民税　税額控除前所得割額④　税額控除額⑤　所得割額⑥　均等割額⑦　県民税　税額控除前所得割額④　税額控除額⑤　所得割額⑥　均等割額⑦　森林環境税額⑧　特別徴収税額⑨　控除不足額⑩　既充当・既委託納付額⑪　既納付額⑫　差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)　変更前税額⑬　増減額(⑨－⑬)　変更月　月

受給者番号　氏名　様　指定番号　住所　宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額　6月分　9月分　12月分　3月分　7月分　10月分　1月分　4月分　8月分　11月分　2月分　5月分

問合せ先　〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6　宍粟市役所　市民生活部税務課　電話 0790(63)3124（直通）

年度　給与所得等に係る　民税・　民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得　給与収入　給与所得(所得金額調整控除後)　その他の所得計　主たる給与以外の合算所得区分　営業等　農業　不動産　利子　配当　給与　雑　譲渡一時　総所得金額①

所得控除　雑損　医療費　社会保険料　小規模企業共済　生命保険料　地震保険料　障・寡・ひ・勤　配偶者　配偶者特別　扶養　特定親族特別　基礎　所得控除合計②　控除対象配偶者　老人配偶者　扶養親族該当区分 特定　同居老人　16歳未満　その他　同居障　特別障　他障　特別親　本人該当区分 未成年者　特別障　他障　寡婦　ひとり親　勤労学生　繰越損失

（摘要）

課税標準　総所得③　山林所得　分離短期譲渡　分離長期譲渡　株式等の譲渡　上場株式等の配当等　先物取引

税額　市民税　税額控除前所得割額④　税額控除額⑤　所得割額⑥　均等割額⑦　県民税　税額控除前所得割額④　税額控除額⑤　所得割額⑥　均等割額⑦　森林環境税額⑧　特別徴収税額⑨　控除不足額⑩　既充当・既委託納付額⑪　既納付額⑫　差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)　変更前税額⑬　増減額(⑨－⑬)　変更月　月

受給者番号　氏名　様　指定番号　住所　宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。
また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をする事ができます。
この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額　6月分　9月分　12月分　3月分　7月分　10月分　1月分　4月分　8月分　11月分　2月分　5月分

問合せ先　〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6　宍粟市役所　市民生活部税務課　電話 0790(63)3124（直通）

頁

特別徴収義務者名

※赤色の点線はミシン目

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割　　市民税　3,000円　　県民税　1,800円
（県民税均等割のうち800円は、緑の整備のための「県民緑税」です。）
・所得割（総合課税分）　　市民税　6％　　県民税　4％
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除

		支払金額	控除額
新契約		12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
旧契約		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除

		支払金額	控除額
保険料	地震	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
		15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

配偶者の所得金額	控除額		
58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	26万円 30万円 53万円
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円

扶養控除

一般	33万円
老人	38万円
特定	45万円
同居老親等	45万円

特定扶養控除

所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

基礎控除

納税者本人の所得金額	
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
②の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
勤労学生控除		1万円

控除の種類		金額		
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	特定	18万円	同居老親等	13万円

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種類	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
外貨建等以外の証券投資信託	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

課税所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎税額控除（配当割額又は株式譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割又は株式譲渡所得割	3／5	2／5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4％、市民税は6％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金税額控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

●税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
●税率
・均等割　　市民税　3,000円　　県民税　1,800円
（県民税均等割のうち800円は、緑の整備のための「県民緑税」です。）
・所得割（総合課税分）　　市民税　6％　　県民税　4％
・森林環境税　1,000円
●所得控除
雑損控除：（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除：医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円）　※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合　特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
社会保険料控除等：支払金額
●税額控除（調整控除）
基礎控除：納税者本人の合計所得金額が2,400万円以下 43万円／2,400万円超2,450万円以下 29万円／2,450万円超2,500万円以下 15万円
●税額控除（配当控除）
●税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
●税額控除（配当割額又は株式譲渡所得割額の控除）
●税額控除（寄附金税額控除）

※裏面記載事項については、一部変更があります。
契約後に別途指示します。